

## 伝達・確認依頼書

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1  
アイフル株式会社  
代表者 代表取締役 福田 吉孝

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社は、昨今の経営環境を鑑み、先生が今般受任されたお客様との取引について、利息制限法所定の利率で再計算した結果、いわゆる過払金が発生する場合には、当該過払金の返還について、別紙のとおり、お客様にご伝達、ご確認いただきたい事項がございます。

つきましては、本依頼に至った経緯を下記に申し上げますので、別紙とあわせてお客様にご説明下さいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 《本依頼に至った経緯》

平成22年9月28日、同業者武富士が会社更生法の適用を申請しました。東京商工リサーチによれば、平成21年の会社更生手続における債権カット率は凡そ90%とのことから、武富士と取引をしていたお客様は、過払金の返還について、一様に支払の繰延べを受け、かつ90%カット等の負担を強いられる可能性があることを示唆しております。

武富士は、いわゆる独立系といわれる会社ですが、弊社も同じ境遇にあるうえ、その沿革や財務状況、顧客数、貸付残高等事業規模も似通っており、かつ弊社は武富士に先んじて平成21年9月「事業再生ADR手続」の適用を受けております。弊社が上記手続を取らざるをえなかったのも、高騰する過払金返還の負担によって企業の存続が危ぶまれたことによるもので、選択した制度手続の違いこそあれ、両社の経営環境は大きく異なることはありません。

弊社はADR手続に基づく再生計画の許す範囲内で過払金を返還して参りたいと存じておりますが、当該再生計画遂行のためには、概ね一律元金の4割程度の返還に留める必要があり、これとて武富士の報道により今後請求が増加すれば維持できるかどうかとも危ぶまれる状況であることから、いつ何時武富士と同じ道を歩まないとも言い切れません。もちろん当該再生計画で認められた過払金(支払計画金額)を超過することになれば、当該再生計画自体が破綻し、弊社はあらためて法的手続をとらざるを得なくなります。そうなれば、返還時期・弁済率とも、現在以上にお客様に負担を強いことは明らかです。

そうなる前に、弊社の抱える事情をお客様にご伝達いただいたうえで、お客様のご意向をお確かめ願いたいことから、本依頼をさせていただきました。

先生におかれましては、ご不満もあろうかとは存じますが、何とぞご賢察のうえ、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

## クライアントへ伝達・確認頂きたい事項

代理人様におかれましては、クライアント方へ以下の点を伝達・確認頂いた上、和解方針の決定をされます様、お願い致します。

アイフルは、過払い金返還を今後も継続して行なう意思はあるが、概ね過払元金の4割前後の返還でなければADR計画を遂行する事は困難である。

武富士の法的整理を経た過払金債権の配当は1割～2割と言われている。

法的整理の場合、過払債権者が配当を得るのは、手続き開始から1年以上経過してからになると想定される。

### 【アイフルと4割程度の返還金で和解】

アイフルは、ADR計画の遂行が見込める和解内容(4割程度)なら、躊躇なく早期和解に応じる会社である。

4割程度の和解金で了解頂けるなら、破綻のリスクも極めて低く、早期に過払い金を受け取れる。

### 【アイフルへ5割以上の返還金を希望】

アイフルは、ADR計画の遂行が見込めない和解内容(5割以上)なら、訴訟上の係争も厭わず早期和解は困難になり、解決までには1年以上の期間を要する場合がある。